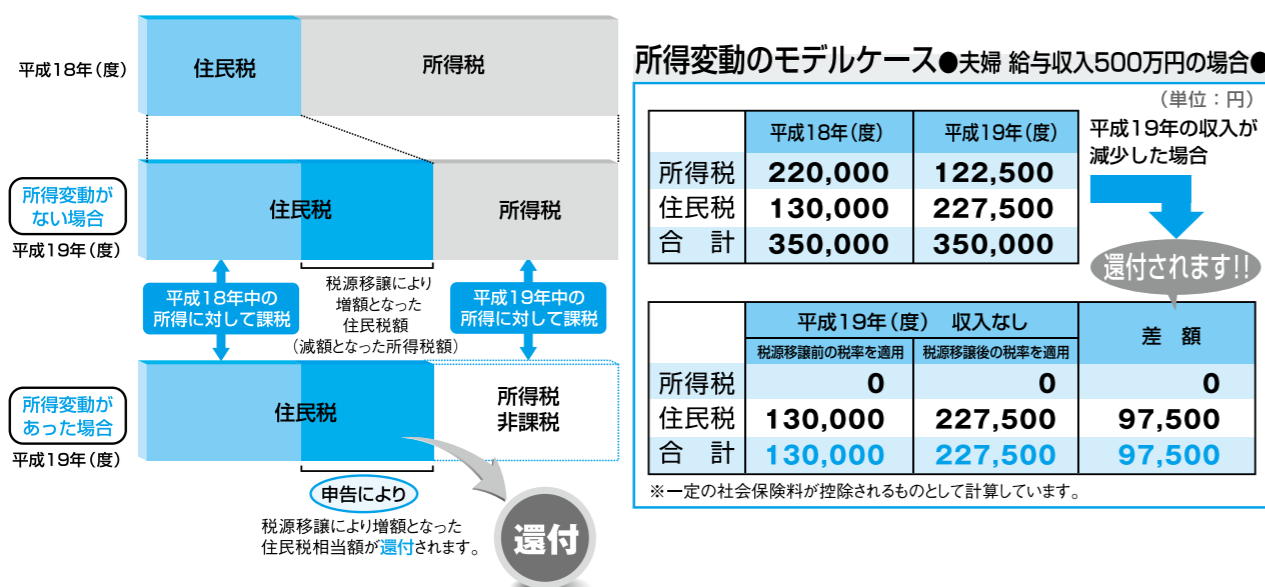


年度間の所得変動に伴う 個人住民税の減額措置について

税源移譲により、多くの方は平成19年度の住民税が増加し、平成19年分の所得税が減少しています。

退職などにより、平成19年中の収入が大幅に減って所得税が課税されなくなった方など、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けられず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、平成19年度分住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、すでに納付済みの場合は還付します。



申告期限 7月31日(木)まで
提出先 税務課5番窓口

この措置を受けるためには申告が必要です!

平成19年および平成20年1月1日に滑川市に住所があり、この措置の対象になると思われる方については、6月下旬に個別に申告書を送付しております。

※申告書は、市役所5番窓口と、市ホームページにも用意してあります。

※平成19年度住民税を課税した市区町村が提出先となります。他の市区町村に転居された方は提出先にご注意ください。

※所得税の住宅ローン控除の適用などにより平成19年分の所得税が課税されない場合などは対象になりません。また、平成19年中に亡くなった方、平成20年1月1日現在で海外に居住していた方も対象になりません。

問合せ先 税務課市民税担当 (内線233・234)

国民健康保険からのお知らせ

地方税法などの改正により、次のとおり国民健康保険税の率などを改正しました。

前年度	区分	医療分		介護分
	所得割額		8.3%	
均等割額(1人)		27,500円		6,000円
平等割額(1世帯)		28,000円		5,500円
課税限度額		56万円		9万円

本年度	区分	医療分	後期支援分	小計	介護分
	所得割額	5.8%	2.0%	(0.5%減)	【据置】
均等割額(1人)	23,500円	4,000円	【据置】	【据置】	【据置】
平等割額(1世帯)	23,400円	4,600円	【据置】	【据置】	【据置】
課税限度額	47万円	12万円	(3万円増)	【据置】	【据置】

注1 「後期支援分」とは「後期高齢者支援金分」を略したものです。

注2 「介護分」は2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)のみにかかります。

【主な改正内容】

- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の施行に伴い、従来の「医療分」が、「医療分」と「後期高齢者支援金分」に分けられました。
- 国保加入世帯で75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の方が引き続き国保に加入することとなる場合
 - 国保税の軽減を受けている世帯…5年間、今までと同じ軽減が受けられます。
 - 国保被保険者が1人(単身)となる場合…5年間、平等割額が半額となります。
- 75歳以上の方が被用者保険から後期高齢に移行することにより、その被扶養者(65~74歳)が新たに国保に加入した場合
 - 申請により、2年間、均等割額が半額となります。
 - さらに、被保険者が1人の場合は平等割額も半額となります。
- 次の要件すべてに該当する方は、平成20年10月に支給される年金から特別徴収の方法によって国保税を納めていただくことになります。(7~9月までは、従来どおり口座振替や納付書で納めていただきます。)
 - 世帯主が国保被保険者であること。
 - 世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。
 - 年金額が年18万円以上で、国保税と介護保険料の合計額が年金の2分の1を超えないこと。

◎国民健康保険税は、皆さんで支え合って健康を守る制度であることをご理解いただき、国民健康保険税の納期限内の納付にご協力願います。

問合せ先 市民課医療保険担当 (内線383)
税務課市民税担当 (内線233)

後期高齢者医療制度のお知らせ

～被用者保険の(国民健康保険以外の)被扶養者であった方へ～

保険料軽減の特別措置があります。

・後期高齢者医療制度に加入する前日に、政府管掌健康保険や健康保険組合など、国民健康保険以外の被用者保険の被扶養者であった方は、9月(第3期)まで保険料がかかりません。

保険料の通知が届きましたらご確認ください。

7月に保険料のお知らせが届きましたら、ご確認ください。

9月(第3期)以前に保険料の納付の記載がありましたら、被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置が考慮されていないことも考えられます。

この場合は、恐れ入りますが、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

問合せ先 税務課市民税担当 (内線233)
市民課医療保険担当 (内線384)